

個人情報の第三者提供について

個人情報保護法では、個人情報取扱事業者（当組合を含む）は、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人情報を第三者に提供してはならないとされています。しかし、被保険者にとって利益となるもの、または事業者側の負担が膨大であることから、明示的な同意を得ることが必ずしも被保険者本人等にとって合理的であるとはいえないものについては、あらかじめ公表しておいて被保険者等から特段明確な反対・留保の意思表示がないものについては「同意」が得られたものとして取扱ってよいこととされています。

当組合では、以下の事項についてその趣旨に該当するものいたしますので、同意されない場合には、書面にて当組合までお申し出ください。お申し出が無い場合には、同意していただいたものとさせていただきます。

1. 高額療養費に該当した場合には、被保険者からの申請に基づかず支給すること。
また、その支給は事業主を経由して行うこと。
2. 付加給付は被保険者の申請に基づかず支給すること。また、その支給は事業主を経由して行うこと。
3. 事業主と健保が共同で行う健康診断等については、疾病予防及び健康増進事業を効果的に行うために、健診結果（データ）等を共有し共同利用すること。
4. 医療費のお知らせについては、世帯分をまとめて被保険者本人に通知すること。
5. 資格情報のお知らせについては、世帯分をまとめて被保険者本人に通知すること。